

令和3年度特別支援学級支援事業 追加募集要領

1 趣旨

児童生徒一人ひとりへのきめ細かな指導や対応、体験的な学習や地域に根ざした学習の充実、さらには価値観の多様化した保護者への個別対応等には、行政での対応や、PTA等の支援だけでは限界がある。そこで、互助組合において学校、児童生徒、教諭、PTA等を対象に幅広く、積極的に支援を行う。

2 事業内容

- ・校外学習、交流学习等のバス借り上げ経費助成
- ・総合的な学習の時間、作業学習などの講師招聘経費助成
- ・専門家による児童生徒、保護者にかかる相談経費助成
- ・就業体験生徒受け入れ事業所への謝金助成
- ・生徒・教員等の各種大会遠征費用、芸術祭への参加経費助成
- ・特別支援教育に関する指導方法の研究経費助成
(公費負担がない各種研修参加費を含む。ただし、管理職を対象とした経費は除く。)

3 対象経費

- ・使用料及び賃借料
- ・講師旅費及び謝金(受け入れ事業所への謝金を含む。)
- ・各種大会等の遠征費用及び参加費用
- ・記録費(写真等)
- ・印刷製本費
- ・研修旅費及び負担金
(公費負担がない場合に限る。また、管理職を対象とした経費は除く。)
- ・その他特に必要と認められる経費

4 事業実施期間

令和3年10月1日から令和4年3月31日まで

5 助成対象

特別支援学級

6 助成額

特別支援学級1校当たり5万円を限度として助成する。
申請多数の場合は、内容を審査の上、予算の範囲内で助成対象校を決定する。

7 助成方法

対象校からの申請により、審査を行い、助成校及び助成額を決定する。
ただし、互助組合の他の助成を受けた場合を除く。

8 募集期間

令和3年7月1日から令和3年8月6日まで(必着)

9 応募方法

別添「交付申請書(様式1)」を(一財)徳島県教職員互助組合事務局(福利厚生課内)に提出する。

10 特記事項

既に令和3年度互助組合の助成金交付決定を受けている学校は応募できないものとする。

令和3年度芸術文化奨励助成事業 追加募集要領

1 趣旨

徳島県の学校における芸術文化活動について、芸術祭等の参加に伴う費用等について、行政での対応や、PTA等の支援だけでは限界がある。そこで、互助組合において学校、児童生徒、教諭、PTA等を対象に幅広く、積極的に支援を行う。

2 事業内容

公立学校における芸術文化活動に要する経費を助成（コンクール参加経費は除く。）

3 対象経費

- ・使用料及び賃借料
- ・設営・舞台費（会場使用料、会場設営費、作品運搬費、舞台道具製作費、楽器借上料等）
- ・芸術祭等の参加費
- ・印刷費（チラシ、ポスター等）
- ・記録費（写真等）
- ・講師旅費及び謝金
- ・その他特に必要と認められる経費

4 事業実施期間

令和3年10月1日から令和4年3月31日まで

5 助成対象

全公立学校（城ノ内中等教育学校にあつては、前期課程、後期課程をそれぞれ1校とする。）

6 助成額

学校1校当たり5万円を限度として助成する。
申請多数の場合は、内容を審査の上、予算の範囲内で助成対象校を決定する。

7 助成方法

対象校からの申請により、審査を行い、助成校及び助成額を決定する。
ただし、互助組合の他の助成を受けた場合を除く。

8 募集期間

令和3年7月1日から令和3年8月6日まで（必着）

9 応募方法

別添「交付申請書（様式1）」を（一財）徳島県教職員互助組合事務局（福利厚生課内）に提出する。

10 特記事項

既に令和3年度互助組合の助成金交付決定を受けている学校は応募できないものとする。